

京ト協 第1号
令和4年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人京都府トラック協会
会 長 荒 木 律 也

荷主に対する「標準的な運賃」の周知のための荷主名簿調査のご協力について
(お 願 い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、トラック運送業界では、運転者の労働環境が他の産業と比べ、長時間労働、低賃金の大変厳しい状況であり、若い世代を中心としたトラックドライバー不足とドライバーの高齢化が構造的な喫緊の課題となっております。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善、取引環境の適正化を図るため、平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、令和2年4月24日付で「標準的な運賃」の告示が行なわれました。

本制度は、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることなどを踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が安全を確保しながら、その機能を持続的に維持していくにあたり、法令を遵守して持続的に事業を行なっていくため、標準的な運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

こうした状況の改善については、荷主企業の「標準的な運賃」への理解が必要不可欠であり、このたび、荷主への周知と理解を深めていただくことを目的としたリーフレットを作成し、会員事業者の皆さまの荷主企業へ送付させていただくこととなりました。

つきましては、この協力依頼文書を送付するための「荷主企業名簿」を作成したいと考えておりますので、会員の皆さまには「荷主企業名簿」のご提供についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に恐縮ではございますが、発送の準備の関係上、4月22日（金）までにFAX等（075-661-0062）により、「荷主企業名簿」をご返送いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

荷主に対する「標準的な運賃」の周知のための荷主名簿調査表

一般社団法人京都府トラック協会 あて

ご返送FAX 075-661-0062

荷主名簿

荷主企業名	送付先住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※荷主が元請の運送事業者の場合はこちらにご記入下さい

荷主企業名	送付先住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※送付先荷主企業が本欄に書ききれない場合はコピーをしてご使用ください。

※ご提供いただきました荷主名簿は本事業の他、今後の荷主対策事業に使用させていただく場合がございますので、ご了解のうえでご返送下さい。